

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

令和元年10月18日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程

第1条 新潟県企業局企業職員給与規程（昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号。以下「給与規程」という。）

第2条第1項の規定により一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第25条第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員に係る令和元年11月1日から令和6年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）の給料月額、給与規程第2条第1項の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第6条、第7条、第8条及び第10条から第13条までの規定（以下「一般職員給与条例第6条等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の8.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、一般職員給与条例第24条の2第1項第1号に規定する職にある職員のうち給与規程別表第6に規定する局本庁の課長及び事業所の所長（支給割合3種のものを除く。）に係る特例期間の給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。

第2条 前条に規定する職員に係る特例期間の地域手当の額は、一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4の規定（以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

- 2 前条に規定する職員に係る特例期間の管理職手当の額は、一般職員給与条例第24条の2第2項の規定にかかわらず、この規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、一般職員給与条例第24条の2第2項の規定により定められた額とする。

(1) 前条第1項に規定する職員 100分の10

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

- 3 前条に規定する職員に係る特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、一般職員給与条例第25条第2項及び第26条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 前条第1項に規定する職員 100分の10

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。